

伊賀市告示第 204 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 85 条の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	株式会社メディソップ
事業者の主たる事務所の所在地	名張市夏見 2859 番地 1
代表者名	代表取締役 宮本 勝行
代表者の住所	名張市希中央五番町 162 番地
事業所名	あゆみの居宅介護支援事業所
事業所の所在地	伊賀市小田町 266 番地 1
事業所番号	2 4 7 1 2 0 1 4 6 3
指定年月日	令和 4 年 9 月 1 日
サービス種類	居宅介護支援

伊賀市告示第 205 号

伊賀市障害支援区分認定調査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月2日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市障害支援区分認定調査実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市障害支援区分認定調査実施要綱（令和2年伊賀市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は特別職非常勤職員（以下）」を「（会計年度任用職員を含む。以下）」に改め、同条第2号及び第3号中「基づき、市」を「より市」に改める。

第5条中「同様」を「、同様」に改める。

第10条中「ものとする」を削る。

附 則

この告示は、令和4年9月2日から施行する。

伊賀市告示第 206 号

伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）第 28 条及び伊賀市個人情報保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 16 号）第 47 条の規定により、令和 3 年度における各実施機関の当該各条例の運用状況を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

(別紙)

令和3年度行政情報公開・個人情報開示運用状況

1 行政情報公開の実施状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定等の内容						公開延長 決定	審査請求
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取り下げ		
市長	304	159	113	3	29			21	3
議会	1	1							
教育委員会	23	15	4		4			2	
選挙管理委員会	2	2							
公平委員会									
監査委員	1	1							
農業委員会									
固定資産評価 審査委員会									
公営企業管理者	27	25	2					1	
消防長	3	2	1					1	
計	361	205	120	3	33			25	3

※市長部局請求件数内訳

部・室・支所	請求件数	部・室・支所	請求件数	部・室・支所	請求件数	部・室・支所	請求件数
総合危機管理課	2	健康福祉部	15	島ヶ原支所		上野総合市民病院	3
総務部	9	産業振興部	40	阿山支所	2		
企画振興部	19	建設部	161	大山田支所	4		
財務部	11	上野支所	2	青山支所	1		
人権生活環境部	29	伊賀支所	5	出納室	1		

2 個人情報開示の実施状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定等の内容						公開延長 決定	審査請求
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	取り下げ		
市長	38	25	11		2				
議会									
教育委員会	4	1	1		2				
選挙管理委員会									
公平委員会									
監査委員									
農業委員会	1		1						
固定資産評価 審査委員会									
公営企業管理者									
消防長									
計	43	26	13		4				

伊賀市告示第 207 号

伊賀市生活応援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市生活応援給付事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和 4 年伊賀市告示第 8 号）に基づく事業をいう。以下同じ。）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰による家計の負担及び地域経済への影響に鑑み、臨時的な措置として、住民税所得割が課税されていない人に対しギフトカードを給付する伊賀市生活応援給付事業（以下「生活応援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第 2 条 生活応援事業の給付（以下「生活応援給付」という。）の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 3 年 12 月 10 日において日本国内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者であって、令和 4 年 8 月 31 日において伊賀市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 令和 4 年 6 月 1 日（以下「基準日」という。）において、伊賀市の住民基本台帳に記録されており、令和 4 年度の住民税所得割が課税されていないと確認できる人のみで構成されている世帯（伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業による給付金の支給を受けた世帯（当該給付金の支給を受けた世帯の受給権者を含む世帯並びに他の市町村において当該給付金と同様の給付金の支給を受けた世帯及び当該世帯の受給権者を含む世帯を含む。）及び住民税所得割課税者の被扶養者等のみで構成されている世帯を除く。）に属する者

(給付の方法及びその額)

第3条 生活応援給付は、支給対象者1人につき1万円を1回限りとし、ギフトカード(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当するものであって、市が指定するものをいう。以下同じ。)の交付によるものとする。

(受給権者)

第4条 生活応援給付の受給権者(以下「受給権者」という。)は、給付対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が給付対象者でないときは、当該給付対象者を受給権者とする。

(給付対象者及び受給権者の特例)

第5条 第2条及び前条の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

(給付の手続)

第6条 生活応援給付を受けようとする受給権者は、伊賀市生活応援給付事業支給要件確認・同意書(様式第1号。以下「確認・同意書」という。)を提出し、又は伊賀市生活応援給付事業支給申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)により申請しなければならない。

2 受給権者は、申請書により申請をするときは、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人による申請であることを証しなければならない。

(確認・同意書の提出等の期限)

第7条 前条第1項の規定による確認・同意書の提出及び申請(以下「確認・同意書の提出等」という。)の期限は、令和4年12月28日とする。

(代理による手続)

第8条 確認・同意書の提出等を受給権者に代わり代理で行うことができる者(以下「代理人」という。)は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 受給権者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人)

- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
 - (4) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員
 - (5) 受給権者が里親制度の里子である場合の当該受給権者の里親
 - (6) 受給権者が配偶者等からの暴力を理由に避難している者である場合の当該受給権者を支援している民間の支援団体の職員
 - (7) 受給権者が留置施設若しくは刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者である場合の当該受給権者の弁護士
- 2 代理人が代理で確認・同意書の提出等をするときは、確認・同意書又は申請書の代理欄へ必要事項を記入しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による代理人の本人確認又は受給権者と代理人との間の代理関係の確認ができなかった場合は、当該確認・同意書又は当該申請書を受け付けない。
- (給付の決定等)

第9条 市長は、同意・確認書の提出等を受けたときは、内容を確認の上、生活応援給付を決定し、受給権者にギフトカードを交付するものとする。

- 2 確認・同意書の提出等をした受給権者がギフトカードの交付を受けるまでに死亡した場合は、当該受給権者の遺族に対しギフトカードを交付することができる。
- (ギフトカードの交付の方法)

第10条 ギフトカードの交付は、第1号に掲げる方法により行うものとし、当該方法により難しい場合に限り、第2号に掲げる方法により行うことができる。

- (1) 郵便により送付する方法
- (2) 市長がギフトカードの交付の日を指定し、当該日に市の窓口で直接交付する方法
(同意・確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 受給権者から確認・同意書の提出が第7条に規定する確認・同意書の提出等の期限までに行われなかった場合は、当該受給権者が生活応援給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長がギフトカードを郵便により送付し、又はギフトカードの交付の日を指定した後、

受給権者の責に帰すべき事由によりギフトカードの交付ができなかった場合で、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長がギフトカードを郵便により送付した日又は市長が指定したギフトカードの交付の日から 14 日以内にギフトカードの交付に必要な連絡が取れなかったときは、当該受給権者に係る確認・同意書の提出等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得等による返還)

第 12 条 市長は、生活応援給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により生活応援給付を受けた者があるときは、当該者に対し生活応援給付相当額の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 受給権者は、生活応援給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 伊賀市に居住する次に掲げる者が次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合は、当該申出を行った者 (以下「申出者」という。) については、基準日時点で当該申出者が伊賀市の住民基本台帳に記録されていない場合であっても給付対象者とし、当該本人をその受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 10 条に基づく保護命令 (同条第 1 項第 1 号に

基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関その他関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)により、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がない(婦人保護施設等に申出者が児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)と認められること。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、伊賀市に居住する者(伊賀市内の施設等(第2号から第6号までに規定する施設等をいう。)に入所し、又は入居する者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの(児童及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び第6号における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。))については、給付対象者とし、当該本人をその受給権者とする。

(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託され

ている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童

(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第1号に定める措置入所等障害者又は第2号に定める措置入所等高齢者(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者(伊賀市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者を含む。)については、給付対象者とし、当該本人をその受給者とする。

- (1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者(措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。

伊賀市告示第 208 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 第 3 項及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 53 号）第 6 条の規定により、人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

令和 4 年 9 月 9 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

2022(令和4)年度公表

伊賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、伊賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

目次

1	任免等に関する状況	1
2	人事評価の状況	4
3	給与及び職員数の状況	5
4	勤務時間その他の勤務条件の状況	21
5	職員の休業に関する状況	25
6	分限及び懲戒処分の状況	26
7	サービスの状況	28
8	退職管理の状況	29
9	研修の状況	30
10	福祉及び利益の保護の状況	32
11	公平委員会の業務の状況	33

伊 賀 市

1 任免等に関する状況

(1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までに実施した職員採用試験及び選考の結果による新規採用者数の状況は次のとおりです。

① 競争試験 (単位：人)

職 種	採用者数
事務職	9 (5)
技術職	3 (1)
建築士	2 (1)
保健師	3 (3)
保育士	6 (6)
社会福祉士	1 (1)
消防職	1 (0)
救急救命士	2 (1)
合 計	27(18)

② 選考 (単位：人)

職 種	採用者数
医師	6 (1)
臨床検査技師	2 (0)
言語聴覚士	1 (1)
看護師	9 (9)
介護福祉士	3 (3)
主任介護支援専門員	2 (0)
事務職(市民病院)	2 (0)
合 計	25(14)

※ () はうち女性

(2) 再任用の状況

定年退職した職員の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

2022(令和4)年4月1日現在の職員の再任用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局等	17	21	38
消防部局	0	5	5
上下水道部局	0	1	1
教育委員会	15	4	19
合 計	32	31	63

※市長部局等・・・市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局のこと (以下同様)

(3) 退職者の状況

2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの退職者数は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局等	27	11	25	63
消防部局	1	0	0	1
上下水道部局	0	0	0	0
教育委員会	0	0	1	1
合 計	28	11	26	65

※消防吏員及び県教育委員会からの出向職員を除いては、2019(平成31)年3月31日より退職時に各部局への出向を解除し、市長部局で退職の発令をしている

※再任用職員は除く

(4) 障がい者の任用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障がい者がその能力に適合した職業に就く機会を保障するとともに、市内企業等に対する指導的役割を果たす必要があることを考慮し、伊賀市では障がい者を別枠で採用するよう努めています。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2022(令和4)年6月1日現在の障がい者の任用総数は次のとおりです。

教育委員会の不足数1人については、2023(令和5)年4月1日に向けた採用計画を策定し、法定雇用率を達成できるよう努めていきます。

区分	市長部局等	教育委員会	上下水道部局
障がい者雇用者数(人)	23	1	1
法定雇用障がい者数(人)	23	2	1
不足数(人)	0	1	0

※法定雇用率は2.6%

(5) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

2022(令和4)年4月1日現在の女性職員の登用状況については次のとおりです。

(単位：人)

区 分	管理職 総 数	女性管理職の内訳			
		うち女性	女性の割合 (%)	部長級(次長・ 監・参事を含む)	課長級(室長・ 副参事を含む)
市長部局等	148	60	40.5	7	53
消防部局	28	0	0	—	—
上下水道部局	6	0	0	—	—
教育委員会	15	5	33.3	1	4
合 計	197	65	33.0	8	57

※医師、幼稚園教諭を除く

(6) 昇任試験（消防士）の状況

2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までに実施した消防士にかかる昇任試験の実施状況は次のとおりです。

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
消防士長昇任試験	15	6	40.0
消防司令補昇任試験	14	8	57.1
消防司令昇任試験	15	7	46.7

(7) フルタイム会計年度任用職員の任用状況

2022(令和4)年4月1日現在のフルタイム会計年度任用職員の任用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	フルタイム会計年度任用職員
市長部局等	0
消防部局	0
上下水道部局	0
教育委員会	0
合 計	0

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の概要

地方公務員法の改正により、2016(平成28)年度から全職種を対象とした人事評価を実施しています。

人事評価制度では、上司との面談を通じて評価結果を本人に還元することで能力の現状認識を促し、個々の能力に応じた人材育成を図っています。また、目標管理制度を活用することによって、目標達成に向けたプロセスでのOJT¹を促し、継続的で計画的な人材育成を図っています。

今後も、人事評価制度を効果的かつ適切に運用し、職員のチャレンジ精神を高揚させ、改革、改善する習慣の定着化を推進します。

(2) 人事評価の実施状況

2021(令和3)年度の実施状況は次のとおりです。

1. 評価期間

2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日まで

2. 評価対象

・行政職の職員	副参事以上 144 名	主幹級以下 505 名	
・保育士及び幼稚園教諭	107 名		
・医療職の職員	232 名		
・消防職の職員	171 名		
・技能職の職員	72 名		計 1,231 名

(3) 人事評価の活用

人事評価結果からその職員に応じた人材育成を行うほか、再任用職員を除く行政職については、2021(令和3)年度の評価結果を2022(令和4)年6月期の勤勉手当に反映させています。

評価区分の人員分布及び成績率

【管理職】	A：最上位	B：上位	C：標準	D：下位
人員分布	約 10%	約 30%	約 60%	※
成績率	106%	102%	98%	94%

※基準点以下の評価項目が一定数以上の者が対象

【一般職】	A：最上位	B：上位	C：標準	C-：下位	D：最下位
人員分布	※	約 20%	約 40%	約 40%	※
成績率	107%	103%	100%	98%	94%

※基準点以上(以下)の評価項目が一定数以上の者が対象

¹ On the Job Training の略

職員の実践的な能力を高めることを目的に、職場において、上司、先輩職員等(OJTを行う側)が部下、後輩職員等(OJTを受ける側)に対して、日常業務を通じて実務に必要な知識・技能、公務員としての視点、態度、行動基準などについて、意図的・計画的・継続的に指導育成を行う全ての活動のこと

3 給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

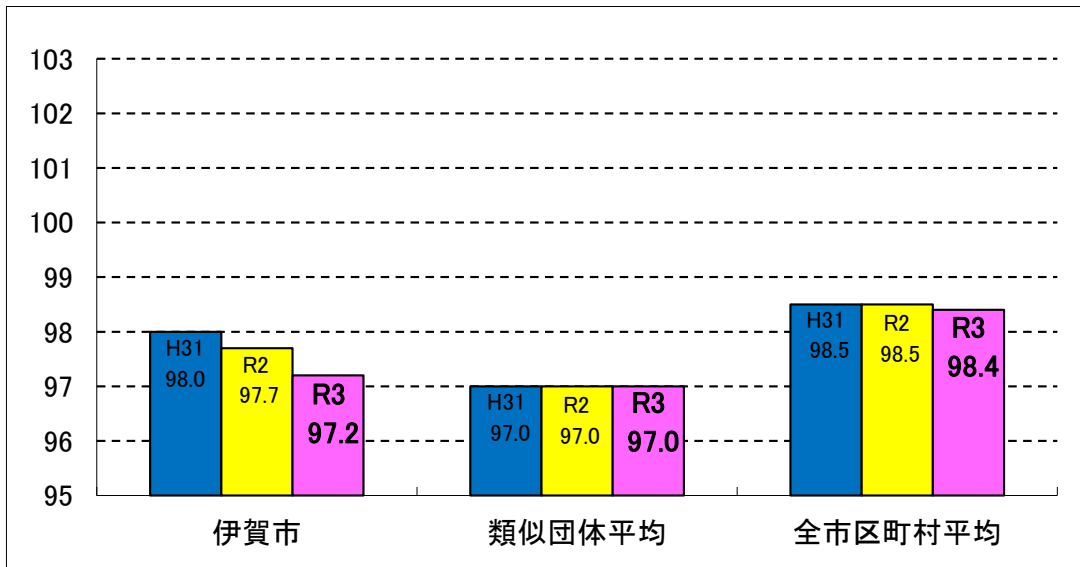
区分	住民基本台帳人口 (R3年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R2年度の人件費率
R3年度	人 87,794	千円 47,227,554	千円 1,394,092	千円 9,649,752	% 20.4	% 17.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
R3年度	人 934	千円 3,534,810	千円 814,222	千円 1,474,896	千円 5,823,928	千円 6,236

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、2021(令和3)年4月1日現在の人数

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (2022(令和4)年4月1日現在)

①一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
45.0 歳	336,200 円	424,100 円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	53.6 歳	87 人	291,085 円	336,836 円
うち清掃職員	54.8 歳	13 人	336,061 円	383,742 円
うち給食調理員	59.0 歳	20 人	286,780 円	305,049 円
うち用務員	59.3 歳	14 人	268,771 円	315,532 円
うちその他	48.5 歳	40 人	286,430 円	344,942 円

③教育職 (幼稚園教諭)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
57.0 歳	411,372 円	455,283 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、2022(令和4)年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの

(2) 職員の初任給の状況 (2022(令和4)年4月1日現在)

区 分	伊 賀 市	
一般行政職	大 学 卒	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600 円
	中 学 卒	141,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (2022(令和4)年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大 学 卒	261,555 円	319,048 円	350,142 円
	高 校 卒	233,344 円	286,880 円	308,280 円

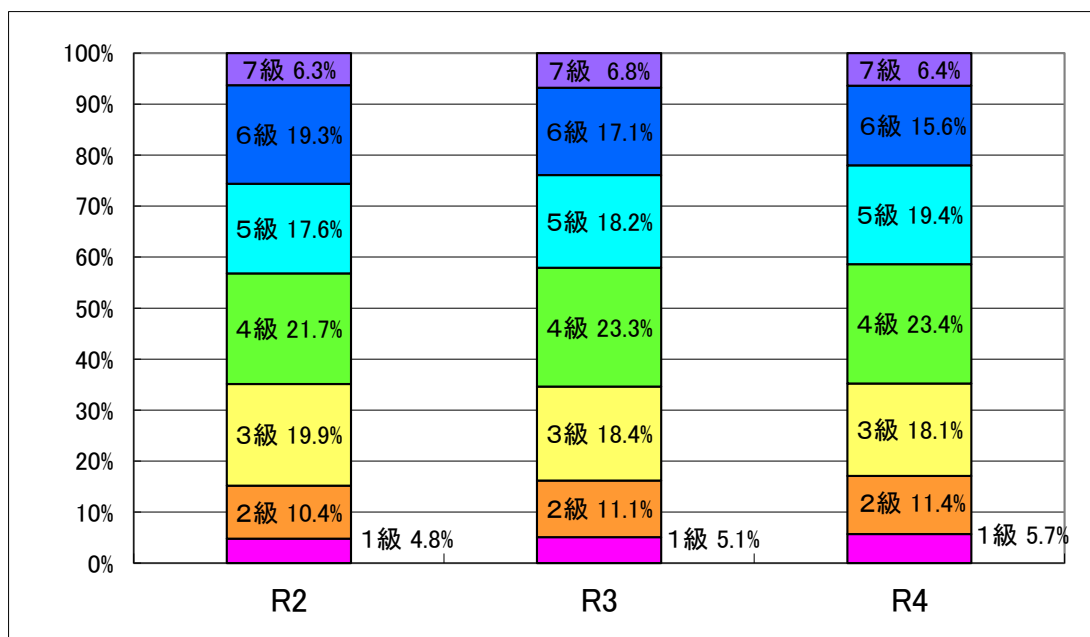
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (2022(令和4)年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的・一般的な業務を行う職員の職務	30人	5.7%
2 級	特に困難な業務を行う職員の職務	60人	11.4%
3 級	主任の職務	95人	18.1%
4 級	係長、主査の職務	123人	23.4%
5 級	主幹及び施設等の長の職務	102人	19.4%
6 級	課長、困難な業務を処理する施設等の長及び副参事の職務	82人	15.6%
7 級	参与、部長、次長、特定の部門又は事業を統括する監及び参事の職務	34人	6.4%

- (注) 1 伊賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(2) 一般行政職の級別職員数の比較 (各年4月1日現在)



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

伊 賀 市	
1人当たり平均支給額 (R3年度)	
1,589 千円	
(R3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

(2) 退職手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

伊 賀 市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
(退職時特別昇給	無し)		
1人当たり平均支給額	定年・勸奨	20,355 千円	
	自己都合	8,828 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2021(令和3)年度に退職した職員に支給された平均額

(3) 地域手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)			113,377 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)			122 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
伊賀市	3 %	925 人	3 %
津市 (派遣先)	6 %	2 人	6 %
鈴鹿市 (派遣先)	12 %	1 人	12 %
東京都 (派遣先)	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)		24,072 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		75 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R3年度)		34.04 %	
手当の種類 (手当数)		11 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税事務従事手当	一般行政職	市税の滞納整理事務 (庁外勤務)	250円/日
		市税の滞納による強制執行の事務 (庁外勤務)	500円/日
社会福祉事務従事手当	一般行政職	生活保護法等に関する訪問調査等の事務 (庁外勤務)	200円/日
		介護保険法に関する訪問調査等事務 (庁外勤務)	100円/件
		障害者自立支援法に関する訪問調査等事務 (庁外勤務)	150円/件
行旅病人・死亡人取扱手当	一般行政職	行旅病人の取扱い	1,500円/回
		行旅死亡人の取扱い	4,500円/回
防疫作業等従事手当	一般行政職	感染症患者等救護又は関係物件等の消毒、処理作業	500円/日
		病原体を有する家畜等の防疫又は処理作業	500円/日
		新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う観察、処置、搬送その他これらに類する業務	4,000円/日
		新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理	3,000円/日
清掃業務従事手当	技能労務職員	ごみの収集作業又は処理作業	1,150円/日
		し尿の収集作業又は処理作業	1,150円/日
		浄化センターの各槽内での清掃作業	950円/回
公害関係業務等従事手当	技能労務職員	公害防止のための現地調査又は取締り	300円/日
		不法投棄廃棄物の回収又は処理作業	500円/日
消防業務手当	消防吏員	消防吏員で日勤の者	150円/日
		消防吏員のうち交代制勤務の者	250円/日
		上記のうち救急救命士の資格を有する者	350円/日
夜間特殊作業手当	消防吏員	深夜帯に行われる消防業務に2時間以上従事	300円/回
出動手当	消防吏員	水・火災及び救助現場での消防活動	400円/回
		救急現場での救急業務	300円/回
		救急救命士が、現場にて救命行為を実施	500円/回
死後処理手当	一般行政職	社会福祉事務所、診療所等での死後処理	1,200円/回
救急救命士確保手当	消防吏員	救急救命士が、月に10日以上勤務したとき	月額 5,000円～ 14,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R3年度決算)	291,799 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	407 千円
支給実績 (R2年度決算)	281,477 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	397 千円

(6) その他の手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	109,385 千円	257 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家賃を 支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	-	34,513 千円	276 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者 限度額55,000円以内	異	次頁の表のとおり	78,288 千円	94 千円
	交通用具(自動車・バイク等)利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	異	支給単価	107,557 千円	625 千円
管理職員特別 勤務手当	臨時又は緊急の必要等により 週休日又は休日に6時間以上 勤務した場合のほか、週休日等 以外の日の午前0時から午前5時 までの間であって正規の勤務時 間以外の時間に勤務した場合、 役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の 50/100)	異	支給単価	1,005 千円	22 千円
宿日直手当	4時間以上8時間未満 2,200円 8時間以上18時間未満 4,400円	異	支給単価	0 円	0 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間 中に勤務した全時間に対して、 勤務1時間当たりの給与額に100 分の135を乗じて得た額	同	-	54,226 千円	197 千円

※通勤手当比較

市の制度		国の制度	
(1) 2km以上5km未満	2,500円	(1) 2km以上5km未満	2,000円
(2) 5km以上10km未満	5,000円	(2) 5km以上10km未満	4,200円
(3) 10km以上15km未満	8,700円	(3) 10km以上15km未満	7,100円
(4) 15km以上20km未満	11,800円	(4) 15km以上20km未満	10,000円
(5) 20km以上25km未満	14,400円	(5) 20km以上25km未満	12,900円
(6) 25km以上30km未満	17,000円	(6) 25km以上30km未満	15,800円
(7) 30km以上35km未満	19,600円	(7) 30km以上35km未満	18,700円
(8) 35km以上40km未満	21,900円	(8) 35km以上40km未満	21,600円
(9) 40km以上45km未満	24,600円	(9) 40km以上45km未満	24,400円
(10) 45km以上50km未満	27,200円	(10) 45km以上50km未満	26,200円
(11) 50km以上	29,800円	(11) 50km以上55km未満	28,000円
		(12) 55km以上60km未満	29,800円
		(13) 60km以上	31,600円

5 公営企業職員の状況

(1) 病院事業（ただし、地方公営企業法は一部適用）

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
R3年度	千円 4,637,931	千円 470,715	千円 1,761,882	% 38.0	% 37.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R3年度	人 259	千円 891,448	千円 510,852	千円 359,582	千円 1,761,882	千円 6,803

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない
2 職員数は、2022(令和4)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（2022(令和4)年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
医 師	45.3 歳	484,671 円	1,339,332 円
看 護 師	39.5 歳	265,625 円	368,125 円
事 務 職 員	48.7 歳	343,552 円	499,078 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（2022(令和4)年4月1日現在）

病 院 事 業	
1人当たり平均支給額（R3年度） 1,399 千円	
(R3年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当（2022(令和4)年4月1日現在）

病 院 事 業	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	無し)
1人当たり平均支給額	3,194 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2021(令和3)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当（2022(令和4)年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）		44,040 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		175 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
7級地（伊賀市）	3 %	医師以外 236 人	3 %
医療職給料表を適用する者	16 %	医師 21 人	

エ 特殊勤務手当（2022(令和4)年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）		291,279 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		1,159 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R3年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		15 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
病院勤務伝染病等接触手当	上野総合市民病院勤務職員	上野総合市民病院に勤務し、患者に接触する者	450円/日
放射線取扱手当	技師	エックス線その他の放射線を人体に対して放射する作業	280円/日
臨床検査従事手当	技師	病理検査の作業	220円/日
夜間看護手当	看護師	深夜帯に行う看護等の業務に従事（4時間以上）	9,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事（2時間以上4時間未満）	8,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事（2時間未満）	6,000円/回
死後処理手当	看護師	上野総合市民病院での死後処理	1,200円/回
解剖手当	技師	上野総合市民病院での死体の解剖	1,600円/件
救急医療等業務手当	医師（管理職）	勤務時間外に救急医療等の業務（6時間以上）	30,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務（3時間以上6時間未満）	12,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務（3時間未満）	8,000円/回
救急外来患者等診療手当	医師	救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療	4,000円/人
待機手当	医師	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき（院内待機）	10,000円/回
		救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき（院外待機）	5,000円/回
	その他の職員	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき	3,000円/回
	訪問看護ステーションに勤務する看護師	利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき（17時30分から翌日の8時30分まで）	1,500円/回
利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき（8時30分から翌日の8時30分まで）		2,000円/回	
放射線読影手当	医師	患者の放射線画像を緊急の要により院外で読影診断したとき	2,000円/回
医師確保手当	医師	医師業務に従事（医師の経験年数2年未満の者を除く）	給料の25%
		医師の経験年数 3年未満	100,000円/月
		医師の経験年数 3年以上7年未満	170,000円/月
		医師の経験年数 7年以上10年未満	180,000円/月
		医師の経験年数 10年以上	150,000円/月
研究手当	医師	医師業務に従事（医師の経験年数2年未満の者を除く）	100,000円/月
職務手当	医師	医師の経験年数 2年未満	16,600円/月
		医師の経験年数 2年以上3年未満	56,000円/月
		医師の経験年数 3年以上7年未満	110,300円/月
		医師の経験年数 7年以上10年未満	163,300円/月
		医師の経験年数 10年以上	199,200円/月
		院長	350,000円/月
	副院長	250,000円/月	
	看護師	職務の級 3級	10,000円/月
職務の級 4級		7,000円/月	
職務の級 5級		5,000円/月	
看護師確保手当	看護師	看護師業務に従事（職務年数により段階有り）	～50,000円/月
防疫作業等従事手当	上野総合市民病院勤務職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う観察、処置、搬送その他これらに類する業務	4,000円/日
		新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理	3,000円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R3 年度 決算)	63,774 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (R3 年度 決算)	267 千円
支給実績 (R2 年度 決算)	61,273 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (R2 年度 決算)	268 千円

カ その他の手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	24,330 千円	255 千円
	子 10,000円				
	父母等 (子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	-	9,762 千円	302 千円
通勤手当	交通機関 (電車・バス等) 利用者 限度額55,000円以内	同	-	25,671 千円	108 千円
	交通用具 (自動車・バイク等) 利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	一部異なる	院長 152,000円 副院長 122,000円	17,412 千円	644 千円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の50/100)	一部異なる	院長 12,000円 副院長 10,000円	0 円	0 円
宿日直手当	・医師：35,000円 * ただし、救急輪番日の当直については45,000円) ・看護師・技師：6,300円 * ただし、4時間未満は半額	異	支給単価	17,656 千円	435 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	-	1,730 千円	160 千円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R3年度	2,834,348	341,175	186,245	6.6	6.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費33,334千円を含まない

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R3年度	31	131,426	30,693	57,460	219,579	7,083

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない

2 職員数は、2022(令和4)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2022(令和4)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.3 歳	341,458 円	417,933 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

水 道 事 業	
1人当たり平均支給額 (R3年度)	
1,854 千円	
(R3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

水 道 事 業	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
(退職時特別昇給	無し)
1人当たり平均支給額	0 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2021(令和3)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)		4,021 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		130 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
7級地 (伊賀市)	3 %	31 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)	2,575 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	83 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R3年度)	100.0 %		
手当の種類 (手当数)	3 種類		
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R3年度決算)	10,860 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	402 千円
支給実績 (R2年度決算)	13,243 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	490 千円

カ その他の手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	6,642 千円	266 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給限度額28,000円	同	-	648 千円	324 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者限度額55,000円以内	同	-	2,849 千円	102 千円
	交通用具(自動車・バイク等)利用者2,500円~29,800円				
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	2,808 千円	702 千円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ6,000円~12,000円(3時間未満の場合はこの額の50/100)	同	-	152 千円	51 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	-	398 千円	27 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回(執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められた日及びこれに相当する日に行われた場合は、2,630円)	異	支給単価	0 千円	0 千円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
R3年度	千円 2,154,066	千円 379,000	千円 70,021	% 3.3	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,811千円を含まない

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R3年度	人 15	千円 56,738	千円 12,679	千円 25,415	千円 94,832	千円 6,322

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない
2 職員数は、2022(令和4)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2022(令和4)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	44.5 歳	325,764 円	381,773 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

下 水 道 事 業	
1人当たり平均支給額 (R3年度)	
1,694 千円	
(R3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

下 水 道 事 業	
(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給 無し)	
1人当たり平均支給額 - 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2021(令和3)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)		1,837 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		122 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
7級地 (伊賀市)	3 %	15 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)	1,118 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	75 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R3年度)	100.0 %		
手当の種類 (手当数)	3 種類		
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R3年度決算)	3,210 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	247 千円
支給実績 (R2年度決算)	5,307 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	482 千円

カ その他の手当 (2022(令和4)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	3,009 千円	301 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家賃を 支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	-	660 千円	330 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス等) 利用者 限度額55,000円以内	同	-	1,465 千円	98 千円
	交通用具(自動車・バイク等) 利用者 2,500円~29,800円				
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	1,488 千円	744 千円
管理職員特別 勤務手当	・臨時又は緊急の必要等 により週休日又は休日に 6時間以上勤務した場合 のほか、週休日等以外の 日の午前0時から午前5時 までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤 務した場合、役職に応じ 6,000円~12,000円 (3時間未満の場合はこ の額の50/100)	同	-	8 千円	8 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務1時間当 たりの給与額に100分の 135を乗じて得た額	同	-	17 千円	17 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回 (執務時間が午前8時30 分から午後0時30分まで と定められた日及びこれ に相当する日に行われた 場合は、2,630円)	異	支給単価	0 千円	0 千円

6 特別職の報酬等の状況（2022(令和4)年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	924,000	円	
	副 市 長	716,000	円	
	教 育 長	591,500	円	
	上下水道事業管理者	570,000	円	
報 酬	議 長	530,000	円	
	副 議 長	467,000	円	
	議 員	423,000	円	
期 末 手 当	市 長	(R3年度支給割合)		
	副 市 長	期末手当 3.6 月分		
	上下水道事業管理者			
	教 育 長	期末手当 2.55 月分	勤勉手当 1.9月分	
退 職 手 当	議 長	(R3年度支給割合)		
	副 議 長	期末手当 3.3 月分		
	議 員			
	上下水道事業管理者			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の450	16,632,000 円	任期毎
	教 育 長	退職時給料月額×在職年数×100分の280	8,019,200 円	任期毎
	上下水道事業管理者	退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,732,000 円	任期毎
	上下水道事業管理者	退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,560,000 円	任期毎

- (注) 1 期末手当基礎額の報酬月額、20%の加算措置あり
 2 退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる
 3 教育長には、別途、扶養手当を支給

7 職員数の状況

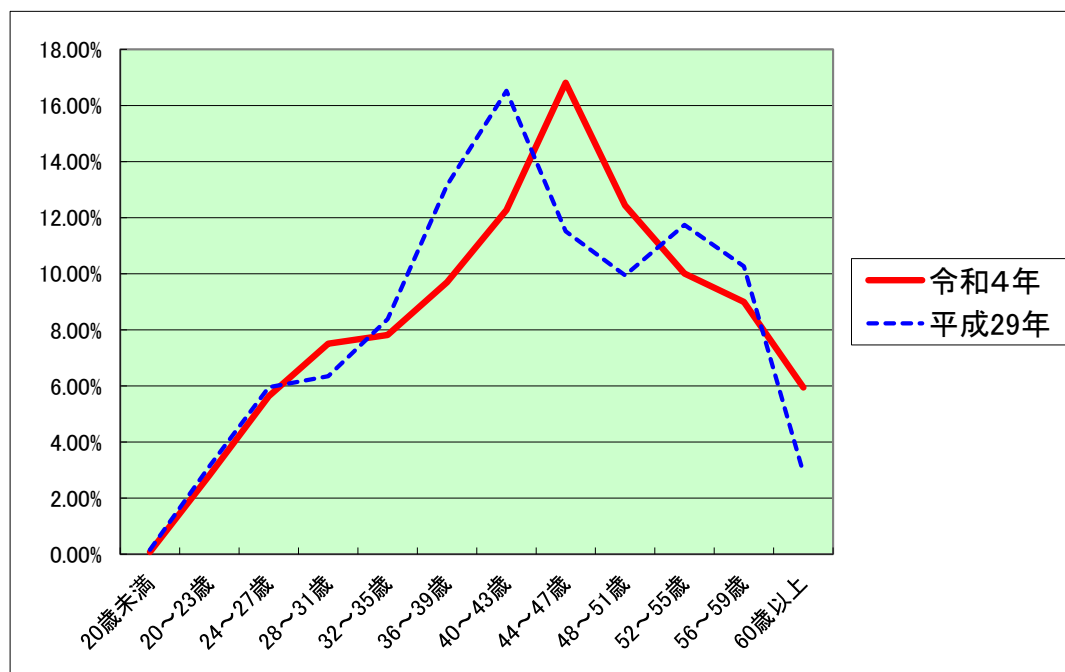
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	7人	7人	0人	
	総務・企画	186人	183人	△3人	人員の適正配置
	税務	34人	35人	1人	人員の適正配置
	労働	0人	0人	0人	
	農林水産	29人	29人	0人	
	商工	12人	13人	1人	人員の適正配置
	土木	67人	67人	0人	
	民生	241人	247人	6人	保育施設民間譲渡、人員の適正配置
	衛生	58人	57人	△1人	人員の適正配置
	小計	634人	638人	4人	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.7人
教育部門	111人	95人	△16人	公民館の縮小、国体事業の終了	
消防部門	170人	170人	0人		
小計	915人	903人	△12人	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.9人	
公営企業部門	病院	264人	267人	3人	技術職員の充実
	水道	31人	30人	△1人	人員の適正配置
	下水道	13人	14人	1人	人員の適正配置
	その他	33人	33人	0人	
小計	341人	344人	3人		
合計		1,256人	1,247人	△9人	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.0人
		[1,288人]	[1,288人]	[0人]	

(注) 1 この表は、総務省地方公共団体定員管理調査によるもので、短時間再任用職員、一部事務組合派遣職員を除く
2 []内は、条例で定められた各部局の職員定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
R4年職員数	1人	36人	72人	96人	100人	124人	157人	215人	159人	128人	115人	76人	1,279人

(注) 短時間再任用及び一部事務組合派遣職員を含む

(3) 定員管理の状況

職員数については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念にのっとり、地方公共団体が自らの権限と責任において適正に管理しなければならないものです。

市では、合併により抱えた過剰人員の適正化を図るため、定員適正化計画に基づき2014(平成26)年度までの10年間、人員削減に取り組んできました。人員削減により人件費の抑制効果は上げてきましたが、行政改革との歩調のずれから各職場で人員不足感が生じるとともに、行政職における年齢構成の歪みが顕著となり、将来の組織運営に影響を落とす状況となりました。

そうしたことから、2015(平成27)年度からは、「ムダのない行政運営」を進めるための「効率的な定員管理」を基調としながら、民間の経営手法や民間活力の導入などの行政改革との同調を意識した定員管理方針を策定し、柔軟な定員管理をすることとしました。

当該方針では、類似団体別職員数などの指標を他市と比較し、消防を除く普通会計において、行政改革の進捗に合わせながら、短時間再任用職員を活用することなどにより10年間で約80人の人員削減を目指すこととしています。

①2015(平成27)年4月1日～2022(令和4)年4月1日における定員管理の状況

平成27年4月1日 職員数	令和4年4月1日 職員数	減員数
人 787	人 733	人 54

※消防を除く普通会計の職員数

(参考) 伊賀市定員管理方針における数値目標

取組期間		数値目標
始期	終期	
平成27年4月1日	令和7年4月1日	約80人減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		平成27年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	平成27年～令和4年
			2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	計
一般行政	職員数	666人	661人	654人	656人	647人	634人	638人	—
	増減			△7人	2人	△9人	△13人	4人	△32人
教 育	職員数	121人	116人	114人	118人	111人	111人	95人	—
	増減			△2人	4人	△7人	0人	△16人	△10人
計	職員数	787人	777人	768人	774人	758人	745人	733人	—
	増減			△9人	6人	△16人	△13人	△12人	△42人

(注) 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目を以降現年までの職員増減数の累計を示している

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について(2008(平成20)年度策定)

技能労務職員については、当面退職者の補充を控えながら、行財政改革大綱の重点項目に掲げる民間参入等の推進に沿って、指定管理者制度の導入など業務の一部民間委託の検討を進めつつ、市民サービスの低下を招くことのないよう適正な人員配置を行い、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、一般行政職員を含め職員数及び給与等の適正化への取り組みを推進していきます。

(1) 給料について

技能労務職員の給料については、国の行政職給料表(一)表を基礎とした独自の給料表(4級制)により運用しており、基礎となる国の給料表が改定された場合は、同様の見直しを行い、適正な給料への改正を実施します。

(2) 諸手当について

諸手当については、住民の理解と納得を得られるものとなるよう、制度の趣旨に照らし見直しについて検討する必要があります。特殊勤務手当については、2004(平成16)年11月の市町村合併の際に大幅な見直しを行いました。一般行政職員を含め、勤務の実績をより正確に反映した適正な支給に向けて検討を行っていきます。

(3) 昇給について

毎年1月1日に前年1年間の勤務実績に応じ4号給を標準として行っている昇給について、一般行政職員同様に55歳以上から2号給として昇給抑制を行っていきます。

(4) その他

技能労務職員の定年退職等により、今後職員数の不足が懸念されます(2013(平成25)年4月1日現在で138名(再任用職員を含む。)になる見込)が、業務のあり方等の見直し検討を計画的に行いつつサービスの低下を招くことのないよう、民間委託や臨時嘱託職員での対応等の検討のほか、事業主としての法的責務から障がい者の自立支援に向けた雇用の推進を図るため引き続き検討を進める障がい者採用の中で、必要な人員の確保に努めながら円滑な移行を図ります。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週38時間45分を基本に上記と異なる就業時間となります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1暦年20日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間(90日以内、ただし結核は1年以内)
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等以外の者に骨髄液を提供する場合で勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1暦年5日以内
	結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内

区 分	種 類	内 容
特別休暇	不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 5日以内（体外受精及び顕微授精の場合は10日以内）
	妊娠通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与える程度に及ぶものであると認められるとき 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日1時間以内の期間
	妊産疾病休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき 14日以内
	育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
	保育時間	生後1歳に満たない子を保育のために必要と認められる時間 1日2回それぞれ30分以内
	配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日以内
	子の看護休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年5日以内（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）
	短期介護休暇	負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間（ただし、要介護者が2人以上の場合は10日）
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 配偶者・父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など

区 分	種 類	内 容
特別休暇	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1日以内
	夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内
	災害による住居の滅失および損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
	生理休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3年を超えない期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事する期間（無給）	1暦年30日以内

（3）年次有給休暇の取得状況

職員には1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20日間を限度として翌年に繰り越すことができます。

2021(令和3)年1月1日～2021(令和3)年12月31日の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区 分	平均日数
市長部局等	11.1日
消防部局	16.1日
上下水道部局	12.2日
教育委員会	7.5日

(4) 介護休暇の取得状況 (2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消防部局		教育委員会		上下水道部局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況 (2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消防部局		上下水道部局		教育委員会		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	8	52	0	2	0	0	0	0	8	54
育児短時間勤務	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
部分休業	0	43	0	2	0	0	0	0	0	45

(2) 配偶者同行休業の取得状況 (2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消防部局		上下水道部局		教育委員会		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者同行休業の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職及び降給があります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類 処分事由	免職	降任	休職	降給	合計
市長部局等	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	44(16)		44(16)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	45(17)	0	45(17)
消防部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	1(1)		1(1)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	1(1)	0	1(1)
上下水道部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	0		0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
教育委員会	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	6(1)		6(1)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	6(1)	0	6(1)

計	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	51(18)		51(18)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
総 計		0	0	52(19)	0	52(19)

※ () 内は、実人数

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分事由	処分の種類				合計
		免職	停職	減給	戒告	
市長部局等	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
消 防 部 局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	0	1
	小 計	1	0	0	0	1
上下水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
計	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	0	1
総 計		1	0	0	0	1

7 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

(2) 消防団員との兼職の状況

「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 10 条により、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、消防団員との兼職が認められています。兼職している職員は、2021(令和 3)年 4 月 1 日から 2022(令和 4)年 3 月 31 日までで 59 人でした。

また、勤務時間中における消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

(3) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

2021(令和 3)年 4 月 1 日から 2022(令和 4)年 3 月 31 日までの営利企業等への従事の状況は次のとおりです。

地方公務員法第 38 条第 1 項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	1 人	株式会社取締役
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	15 人	生産物販売・太陽光電気販売等
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	24 人	統計調査員等

(4) 倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、2021(令和 3)年 4 月 1 日から 2022(令和 4)年 3 月 31 日までの間に次に掲げる通達等を行いました。

また、2005(平成 17)年 12 月に、伊賀市職員公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日 付	内 容	発信者
2021(令和 3)年 4 月 23 日	服務規律及び交通法規の遵守について	副市長
2021(令和 3)年 5 月 28 日	全体の奉仕者たる自覚に基づく公務員倫理の徹底について	副市長
2021(令和 3)年 8 月 30 日	三重県知事選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
2021(令和 3)年 10 月 14 日	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
2021(令和 3)年 12 月 8 日	職員の年末年始の綱紀粛正について	副市長

8 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

○元職員による働きかけの規制

地方公務員法第 38 条の 2 の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前 5 年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人与在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後 2 年間、離職前 5 年間の職務上の行為をする（しない）ように、働きかけることが禁止されています。

- ・規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。
- ・元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

(2) 退職管理に係る届出状況（2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日）

届出等の種別	件数
再就職者による依頼等の承認件数	0 件
公平委員会への通報	0 件

9 研修の状況

(1) 職員研修の実施状況

2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までに実施した研修は、次のとおりです。

研 修 名	日 数	受講者数
【独自研修】		
新規採用職員前期研修	3日間	36人
メンタルヘルス研修（新規採用職員対象）	1日間	上記に含む
防災研修（新規採用職員対象）	1日間	
新規採用職員後期研修	1日間	13人
管理職研修	1日間	49人
係長級研修	1日間	46人
主任級研修	1日間	41人
再任用職員研修	1日間	15人
接遇研修	1日間	68人
人事評価者研修（動画視聴）	—	—
ハラスメント相談等に関する研修会	1日間	34人
メンタルヘルス研修	1日間	33人
コンプライアンス研修	5日間	211人
法制執務研修（入門編）	1日間	16人
庶務担当者研修	1日間	89人
不当要求対応研修	2日間	110人
伊賀地域インターネット差別表現書き込みモニタリング事業	26日間	26人
人権・同和問題研修【基礎編 第Ⅰ期】	2日間	23人
人権・同和問題研修【基礎編 第Ⅱ期】（動画視聴及びレポート提出） ※パートタイム会計年度任用職員含む	—	1,331人
人権・同和問題研修【応用編 第Ⅲ期】	4日間	604人
人権・同和問題研修【実践編 第Ⅳ期】	2日間	179人
共同研究グループ研修	—	15人
【人権・同和派遣研修】		
第25期三重県人権大学講座	19日間	5人
2021年度部落解放・人権大学講座（第117期）	24日間	1人
【三重県市町総合事務組合主催派遣研修】		
ワンステップ研修Ⅰ（基礎研修）	3日間	15人
ワンステップ研修Ⅱ（地方自治法・地方公務員法）	1日間	15人
ワンステップ研修Ⅱ（公文書基礎研修）	1日間	15人
ワンステップ研修Ⅲ（福祉体験）	1日間	31人
ワンステップ研修Ⅳ（自己改善）	2日間	15人
ツーステップ研修Ⅰ（セルフコントロール）	1日間	20人

ツーステップ研修Ⅱ（アサーティブコミュニケーション）	1日間	1人
ツーステップ研修Ⅲ（接遇対応・クレーム対応）	1日間	1人
ツーステップ研修Ⅳ（事務ミス防止）	1日間	24人
スリーステップ研修Ⅰ（OJTトレーナー）	1日間	5人
スリーステップ研修Ⅲ（クレーム対応・ハードクレーム対応）	1日間	2人
フォーステップ研修Ⅰ（情報活用力）	1日間	2人
フォーステップ研修Ⅱ（業務改善）	1日間	5人
マネージャー研修【新任課長級】（コーチング）	1日間	3人
マネージャー研修Ⅱ【係長級】（政策形成能力）	2日間	3人
リーダー研修【新任課長級】（人事評価）	1日間	3人
リーダー研修【課長補佐級】（ハラスメント）	1日間	1人
リーダー研修【課長級】（コンプライアンス）	1日間	1人
法制執務研修（初級編）	2日間	2人
訴訟対応研修	1日間	2人
政策研修	1日間	2人
情報処理研修（eラーニング）	—	5人
プレゼンテーションスキル研修	1日間	1人
メンタルヘルス研修	1日間	1人
人事評価者研修	1日間	8人
チラシ・パンフレットデザイン研修	1日間	11人
契約事務基礎研修	1日間	3人
公営企業会計研修	2日間	2人
複式簿記気入門研修	2日間	2人
税務実務研修（市町村税（個人税））	2日間	1人
税務実務研修（固定資産税（家屋））	2日間	2人
給与実務研修	2日間	1人
不当要求対策研修	1日間	2人
三重地方財政研修（実務編）	1日間	1人
【その他派遣研修】		
JAMP「災害に強い地域づくりと危機管理①」	7日間	1人
JIAM「女性リーダーのためのマネジメント研修」	5日間	1人
総務省消防庁「令和3年度ドローン運用アドバイザー育成研修」	4日間	1人
NOMA「監査委員・事務局職員のための監査基礎」	1日間	1人
NOMA「新任担当者のための秘書実務～秘書としての考え方と心掛け～」	2日間	1人
NOMA「地方自治体のための秘書実務」	1日間	1人
JIAM「選挙事務」	3日間	1人
NOMA「個人情報保護と情報公開制度をめぐる自治体実務」	2日間	1人
インソース「業務改善研修」	1日間	2人
三重県地方自治研究センター連続セミナー	2日間	3人
一般社団法人伊賀青年会議所（伊賀JC）	通年	1人

10 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務効率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までについては、次のような事業を行いました。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	労働安全衛生法に基づき職員の健康診断を実施
特殊健康診断	腰痛・指曲がり症検診を実施
その他健康管理事業	こころの健康づくりカウンセリング、ストレスチェックの実施
健康管理事業の決算額	9,776千円

(2) 伊賀市職員共済会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、伊賀市職員共済会の実施する下記の事業に対し助成しています。

補助対象事業	事業の内容
保健事業	人間ドック受診費用助成、育児専門誌の配付 等
体育事業	各種スポーツ大会参加費用の補助、スポーツクラブ活動助成
厚生事業	文化クラブ活動助成、施設利用助成、カフェテリア給付
補助金の決算額	19,109千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

区分	事業主体	内容
共済制度	三重県市町村職員共済組合	組合員の医療費給付 退職者等に対する年金の給付等
	公立学校共済組合三重県支部	育児休業手当金・介護休業手当金等の給付 組合員の臨時の支出に対する資金の貸し付け
公務災害補償	地方公務員災害補償基金三重県支部	2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの認定件数：23件（市長部局等18件、消防部局3件、上下水道部局1件、教育委員会1件）

11 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
- ・ 職員の苦情を処理すること

(2) 公平委員会の業務の状況 (2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日)

業務の種類別	要求件数	処理件数
勤務条件に関する措置の要求	0件	0件
不利益処分に関する審査請求	1件	0件

伊賀市告示第 209 号

伊賀市民美術展覧会審査員要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月9日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市民美術展覧会審査員要綱の一部を改正する告示

伊賀市民美術展覧会審査員要綱（平成 18 年伊賀市告示第 101 号）の一部を次のように改正する。

第5条各号中「(ただし、市内審査員は1～2名とする。)」を削る。

附 則

この告示は、令和4年9月9日から施行する。

伊賀市告示第 210 号

伊賀市子育て世帯生活応援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年9月9日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市子育て世帯生活応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、原油価格や物価の高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、臨時特別的な措置として給付金を支給する伊賀市子育て世帯生活応援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 伊賀市子育て世帯生活応援事業による給付金(以下「子育て世帯生活応援金」という。)は、令和4年9月1日(以下「基準日」という。)に伊賀市(以下「市」という。)において住民基本台帳の登録がある者のうち、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による令和4年9月分の児童手当(以下「児童手当」という。)の受給者(法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。以下同じ。)及び平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた児童(以下「高校生等」という。)を養育している者であって当該高校生等に係る法第7条第1項の一般受給資格者に相当し、かつ、法第5条第1項に規定する所得制限を準用した際にその範囲内にあるもの(施設設置者等を含む。)(以下「支給対象者」という。)に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、子育て世帯生活応援金は、次の表の左欄に掲げる場合については、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄の支給対象者に対して子育て世帯生活応援金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

(1) 基準日後に支給対象者が死亡した場合(この項の規定により子育て世帯生活応援金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯生	左欄の支給対象者が死亡した日の属する月の翌月分の当該支給対象者に係る支給要件児童(法第4条第1項第
---	---

<p>活応援金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄の支給対象者の死亡した日以後に当該支給対象者に係る高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>(2) 基準日の翌日から子育て世帯生活応援金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童(法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。)又は里親等へ委託され、若しくは障害児入所施設等へ入所し、若しくは入院している高校生等(以下「高校生等の施設入所等児童」という。)であることを市が把握した場合</p>	<p>左欄の中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生等の施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄の中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生等の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>(3) 基準日の翌日から子育て世帯生活応援金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者(現に当該支給対象者に係る対象児童(次条に規定する対象児童をいう。)を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄の支給対象者の配偶者</p>

(対象児童)

第3条 支給対象者及び前条第2項の規定により子育て世帯生活応援金の支給を受ける者(以下「支給対象者等」という。)に支給される子育て世帯生活応援金の支給額の算定の

基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、基準日において市に住民基本台帳の登録がある者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 支給対象者に支給される令和4年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日において支給対象者に養育される高校生等
- (3) 基準日における高校生等の施設入所等児童

2 前項の規定にかかわらず、他の支給対象者等に支給される子育て世帯生活応援金の支給額の算定の基礎となった児童は、対象児童としない。

（子育て世帯生活応援金の額）

第4条 支給対象者等に対して支給する子育て世帯生活応援金の額は、当該支給対象者等に係る対象児童1人につき5,000円とする。

（子育て世帯生活応援金の支給の方法）

第5条 子育て世帯生活応援金は、前条の規定により算出した額に相当する電子マネーにより支給する。

2 前項の規定による電子マネーによる支給は、電子マネーを受け取るための二次元コードを支給対象者等に交付する方法による。ただし、二次元コードにより電子マネーを受け取ることができない支給対象者等については、当該支給対象者等の申出により、市長が別に定める方法により支給することができる。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第6条 市は、支給対象者等のうち、市から支給している児童手当の受給者（以下「一般支給対象者」という。）に対し、子育て世帯生活応援金の支給の申込みを行うものとする。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、子育て世帯生活応援金受給拒否の届出書（様式第1号）により子育て世帯生活応援金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 前項の規定による届出は、令和4年9月22日までにを行うものとする。

（一般支給対象者以外の支給対象者等に係る申請等）

第7条 一般支給対象者を除く支給対象者等（以下「要申請支給対象者」という。）は、子育て世帯生活応援金交付申請書（様式第2号）又は市の指定する電子的方法により子育て世帯生活応援金の申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の受付を開始する日は、市長が別に定める日とする。

3 第1項の規定による申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年12月28日とする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出

させ、又は提示させること等により、当該要申請支給対象者の本人確認を行うものとする。

(支給の決定及び決定通知)

第8条 市長は、一般支給対象者が第6条第2項の規定による届出をしなかったとき、及び要申請支給対象者の前条第1項の規定による申請を受理した場合において当該申請が適正であることを確認したときは、当該一般支給対象者及び当該要申請支給対象者について子育て世帯生活応援金の支給を決定し、これを支給するものとする。

2 市長は、子育て世帯生活応援金の支給をもって、支給対象者等に対する子育て世帯生活応援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）に係る通知に代えることができる。

(子育て世帯生活応援金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、子育て世帯生活応援事業の実施に当たり、支給対象者等及び対象児童の要件、申請の方法、申請の受付の開始日その他の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、要申請支給対象者が第7条第3項に規定する申請の期限までに申請を行わなかった場合は、当該要申請支給対象者が子育て世帯生活応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が支給決定を行った後、子育て世帯生活応援金の支給の手続を行ったにもかかわらず、令和5年2月28日までに子育て世帯生活応援金の支給が完了しない場合は、当該支給対象者等との子育て世帯生活応援金の支給に係る契約は、解除される。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、子育て世帯生活応援金の支給を受けた後に支給対象者等の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯生活応援金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し、支給を行った子育て世帯生活応援金に相当する金額の返還を求めものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 子育て世帯生活応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月9日から施行する。

伊賀市告示第 211 号

令和 4 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 4 年 9 月 20 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和4年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(薬剤師 募集)

令和 4 年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
薬 剤 師	薬剤師免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	昭和 59 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和 4 年 12 月 2 日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和 4 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1 通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。また、伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

【受付期間】

令和 4 年 9 月 20 日（火）から 11 月 18 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、11 月 18 日（金）午後 5 時 15 分までの必着とします。

（※）注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、

余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。

- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (Tel0595-41-0065)

【採用予定日】

令和 5 年 4 月 1 日 (土)

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件 (令和 4 年 4 月 1 日現在)】

- ◇ 初任給
6 年制大学卒 211,300 円、4 年制大学卒 195,500 円
 - ・前職歴等に応じて加算措置があります。
 - ・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.3 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇
年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和4年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	薬剤師
------	-----

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm

申込日前3ヶ月以内
に無背景、脱帽、上
半身正面向きにて
撮影した写真(裏面
に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記載してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (満 歳)
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL	- -
		緊急連絡先(必ず記載してください。)	TEL - -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL	- -

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記載してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記載のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記載してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 212 号

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 9 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱（平成 28 年伊賀市告示第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(隊員活動)」に改め、同条中「次」を「地域力の維持・強化に資する次」に改め、「活動」の次に「(以下「隊員活動」という。)」を加える。

第 4 条を次のように改める。

(隊員の区分)

第 4 条 隊員の区分は、次に掲げるとおりとし、その従事する隊員活動の内容を考慮し、市長が決定する。

- (1) 任用型隊員 市が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用する隊員
- (2) 委託型隊員 市と隊員活動に係る委託契約を締結する隊員
- (3) 団体雇用型隊員 市と協力隊の受入れに係る委託契約を締結する団体（以下「団体」という。）が雇用する隊員

第 5 条の見出しを「(任期等)」に改め、同条第 1 項中「隊員」を「任用型隊員」に、「任用日」を「任用の日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委託型隊員及び団体雇用型隊員の就任期間は、3 年を限度とする。

第 6 条の見出しを「(任用型隊員の報酬及び勤務時間)」に改め、同条第 1 項中「隊員」を「任用型隊員」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 任用型隊員の勤務時間は、1 日当たり 7 時間 30 分とする。

第 7 条を次のように改める。

(委託型隊員の委託料及び活動時間)

第 7 条 委託型隊員に支払う委託料及び委託型隊員の隊員活動に従事する時間（以下「活

動時間」という。)は、任用型隊員の報酬及び勤務時間を基準として委託契約において定める。

第11条を第13条とする。

第10条中「配属部署」を「担当部署」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「協力隊の活動が円滑に実施できる」を「隊員活動が円滑に行われる」に改め、同条第1号及び第2号中「隊員の活動」を「隊員活動」に改め、同条第3号中「協力隊の円滑な活動」を「円滑な隊員活動」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(経費の負担)

第11条 市長は、協力隊推進要綱に定める特別交付税措置を講じることとしている経費を予算の範囲内で負担することができる。

第8条の見出しを「(退職届等)」に改め、同条中「隊員」を「任用型隊員」に改め、「自己都合により」を削り、「場合」を「とき」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 委託型隊員は、委託契約を解除しようとするときは、原則として、解除しようとする日の30日前までに、市長に届け出なければならない。
- 3 団体は、雇用する団体雇用型隊員から退職届の提出があったときは、直ちに市長にその旨を報告しなければならない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(団体雇用型隊員の報酬及び活動時間)

第8条 団体が団体雇用型隊員に支払う報酬及び団体雇用型隊員の活動時間は、任用型隊員の報酬及び勤務時間を基準として委託契約において定める。

附 則

この告示は、令和4年9月22日から施行する。

伊賀市告示第 213 号

伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を次のように定める。

令和 4 年 9 月 29 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の接種に係る積極的勧奨の差控えにより、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種について、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により行われる予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎて任意で予防接種を受けた者に対し、当該予防接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うことに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(償還払いの対象者)

第 2 条 償還払いの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（償還払いと同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を伊賀市以外の市区町村から受けた者を除く。）とする。

- (1) 平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子であって、令和 4 年 4 月 1 日時点で伊賀市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 16 歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において 3 回の接種を完了していない者
- (3) 17 歳となる日の属する年度の初日から令和 3 年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降 2 価 HPV ワクチン又は組換え沈降 4 価 HPV ワクチンの接種を受け、かつ、当該接種に係る実費を負担した者（接種を受けた者の保護者が当該接種に係る実費を負担した場合の当該接種を受けた者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、償還払いの対象とする。

(償還払いの額等)

第3条 償還払いの額は、任意で受けたヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種(以下「任意接種」という。) 1回につき当該任意接種に要した実費に相当する額(17,171円を超える場合は、17,171円)とする。

2 償還払いの対象となる任意接種の回数は、1人につき3回までとする。

3 第1項に規定する任意接種に要した実費は、任意接種を行った医療機関に対し支払った接種費用の額とし、接種に際し要した交通費及び宿泊費並びに次条第1項各号に掲げる書類の発行に要した費用その他の任意接種に直接要しない費用を含まない。

(償還払いの申請等)

第4条 償還払いを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類等を添付することができないときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書(様式第2号)の提出をもって第2号に掲げる書類等の提出に代えることができる。

(1) 第3条第1項の任意接種に要した実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類(原本に限る。)

(2) 任意接種を受けた者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し

2 前項の規定にかかわらず、申請者が前項第1号に掲げる書類を添付することができない場合において、当該任意接種を実施した医療機関に聴取するなどの方法により当該書類をもって証明すべき事項について確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない場合を除き、当該申請を受け付けるものとする。この場合において、当該申請に係る書類等に不足があるときは、当該申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(申請期限)

第5条 償還払いの申請の期限は、令和7年3月末日とする。

(審査及び支給決定等)

第6条 市長は、第4条第3項の規定により申請を受け付けたときは、当該申請に係る書類等に基づき審査を行い、償還払いの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、償還払いを行うことを決定したときはヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い支給決定通知書（様式第3号）により、償還払いを行わないことを決定したときはヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 償還払いは、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者に対し、当該償還払いの返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第10条 市長は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、当該償還払いに係るヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月29日から施行する。

伊賀市告示第214号

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年伊賀市告示第190号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年9月30日から施行する。

伊賀市告示第 215 号

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年伊賀市規則第 16 号。以下「規則」という。）及び伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号。以下「条例」という。）の施行に関し市長が別に定める機関等について、次のとおり定め、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

なお、令和 3 年伊賀市告示第 30 号は、令和 4 年 9 月 30 日限り廃止する。

令和 4 年 9 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 規則第 4 条及び第 13 条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
 - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「評価機関」という。）

- 2 条例第 20 条第 1 号及び第 2 号並びに第 21 条第 1 号及び第 2 号の各表に規定する法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けたものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - ア 登録住宅性能評価機関が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

ウ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

(2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、ウ又はエに限る。

ア 登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

ウ 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

エ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

3 条例第20条第2号及び第21条第2号の各表に規定する法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

4 条例第22条第1号及び第2号の各表に規定する法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けたものとする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面

ア 登録住宅性能評価機関が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

イ 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第

5号) 第25条第2項の通知文及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下単に「検査済証」という。)

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書及び検査済証

エ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)

オ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書(建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)

(2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の場合については、アを除く。

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録住宅性能判定機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

ウ 前号イに掲げる書面

エ 前号ウに掲げる書面

オ 前号オに掲げる書面

5 条例第22条第1号及び第2号の各表に規定する法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める評価方法とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)、及び同号ロ(3)の規定に基づく評価方法

(2) 前号以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

伊賀市告示第 216 号

伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 25 年伊賀市規則第 15 号。以下「規則」という。）及び伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号。以下「条例」という。）の施行に関し市長が別に定める機関等について、次のとおり定め、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、同日前に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定により申請した低炭素建築物新築等計画の認定については、なお従前の例による。

なお、令和 3 年伊賀市告示第 31 号は、令和 4 年 9 月 30 日限り廃止する。

令和 4 年 9 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 規則第 2 条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
 - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「評価機関」という。）

- 2 条例第 16 条第 1 号及び第 2 号の各表に規定する法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けたものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分の

みを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

ア 登録住宅性能評価機関が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（法第 54 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

ウ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第 54 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

(2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、ウ又はエに限る。

ア 登録住宅性能評価機関が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

ウ 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

エ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第 54 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

3 条例第 16 条第 2 号の表に規定する法第 54 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

伊賀市告示第 236 号

伊賀市移住促進空き家取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市移住促進空き家取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市移住促進空き家取得費補助金交付要綱（平成28年伊賀市告示第148号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「住宅を有し、その」を「所有する住宅の」に、「住所地を」を「住宅を」に、「とする」を「とし、週5日以上寝食等の日常生活を行う」に改める。

第3条第1項第4号を削り、同項第3号中「が2分の1以上である」を「の2分の1以上を有する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「、取得した空き家に5年以上定住する」を「起算して5年以上、取得した空き家において定住をする」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「5年以内に、定住のために空き家を取得し、かつ、市外」を「過去5年以内に市外」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 伊賀市での定住を目的に空き家（次のいずれにも該当するものに限る。）を取得した者（当該空き家の売却を行う権利を有する者と当該空き家の売買契約を締結し、補助金の交付申請の時までに当該空き家の所有権移転登記が完了している者に限る。）

ア 所有者が3親等以内の親族でないもの

イ 店舗併用住宅である場合は、居住部分の延床面積が50平方メートル以上であるもの

第5条第1項中「空き家を取得した」を「取得した空き家の所有権が移転された」に改め、同条に次の1項を加える。

5 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

第6条第1号中「日から」の次に「起算して」を加え、「伊賀市から転出（生活の本拠を伊賀市から移した場合も同じとする。）した」を「取得した空き家において定住をしなくなった」に改め、同条第2号中「から」の次に「起算して」を加える。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第3号中「、取得した空き家に5年以上居住する」を「起算して5年以上、取得した空き家において定住をする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊賀市移住促進空き家取得費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申請が行われた補助金の交付について適用し、同日前に交付申請が行われた補助金の交付については、なお従前の例による。